

第5次津山男女共同参画さんさんプラン (案)

「男女がともにさんさんと輝けるまち津山」

の実現をめざして…

令和4年7月

津山市

【 目 次 】

プランの趣旨	1
1 プラン策定の趣旨	
2 プランの性格	
3 プランの期間	
プラン策定の背景	3
1 国際社会の取組	
2 国における取組	
3 岡山県の取組	
4 津山市の取組	
5 津山市の現状	
(1) 第4次津山男女共同参画さんさんプランにおける数値目標の達成状況	
(2) アンケート調査結果等	
6 津山市の課題	
(1) 男女共同参画についての意識づくり	
(2) 男女間のあらゆる暴力の根絶	
(3) 困難を抱えた人が安心して暮らせる環境づくり	
(4) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	
(5) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現	
(6) 働く場における女性の活躍促進	
プランの基本的な考え方	10
1 プランの基本理念	
2 プランの基本目標	
基本目標Ⅰ 男女共同参画社会実現への基盤づくり	
基本目標Ⅱ あらゆる暴力の根絶（DV防止計画）	
基本目標Ⅲ 人権の尊重と安全・安心な暮らしの実現	
基本目標Ⅳ あらゆる分野への男女共同参画の推進（女性活躍推進計画）	
3 プランの体系図	13

プランの内容

施策一覧表

【基本目標Ⅰ 男女共同参画社会実現への基盤づくり】

重点目標 1	男女共同参画の視点に立った 社会制度・慣行の見直しと意識づくり・・・・・・・・・・	14
	主要施策 (1) 男女共同参画の理解、意識改革のための広報・啓発	
	主要施策 (2) 男女共同参画に関する調査・研究	
	主要施策 (3) 国際的視点に立った男女共同参画の推進	
重点目標 2	男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実・・・・・・・・・・	15
	主要施策 (4) 男女共同参画の視点に立った学校教育等の推進	
	主要施策 (5) 男女共同参画の視点に立った生涯学習等の推進	
【基本目標Ⅱ あらゆる暴力の根絶（DV防止計画）】		
重点目標 3	暴力発生の防止及び抑制に向けた取組・・・・・・・・・・	16
	主要施策 (6) 人権教育・啓発の促進	
	主要施策 (7) DVに関する理解促進	
重点目標 4	被害者等救済体制の充実・・・・・・・・・・	17
	主要施策 (8) 相談体制の充実	
	主要施策 (9) 発見・通報に関する体制整備	
	主要施策 (10) 迅速で安全な保護体制の充実	
	主要施策 (11) 同伴継続投への保護と援助	
	主要施策 (12) 外国人・視聴覚障害のある人への配慮	
重点目標 5	被害者の自立を支援する環境整備・・・・・・・・・・	18
	主要施策 (13) 住居の確保に向けた支援	
	主要施策 (14) 経済的自立に向けた支援	
	主要施策 (15) 精神的被害を受けた被害者の心の回復支援	
	主要施策 (16) 二次的被害を起こさない支援体制づくり	
重点目標 6	関係機関との連携強化と民間団体との協働・・・・・・・・・・	19
	主要施策 (17) 関係機関との連携強化	
	主要施策 (18) 職務関係者の資質向上への取り組み強化	
	主要施策 (19) 関係団体との協働	
【基本目標Ⅲ 人権の尊重と安全・安心な暮らしの実現】		
重点目標 7	生涯を通じた健康支援・・・・・・・・・・	21
	主要施策 (20) 健康の保持・増進支援	
	主要施策 (21) 性と生殖に関する健康の重要性と 母子保護に関する正しい知識の普及	
重点目標 8	地域社会における男女共同参画の推進と 多様性を尊重する安全・安心な環境づくり・・・・・・・・・・	22
	主要施策 (22) 男女共同参画の視点に立った地域防災・防犯体制の確立	
	主要施策 (23) 生活上の困難を抱えた人が安心して暮らせる環境づくり	

【基本目標Ⅳ あらゆる分野への男女共同参画の推進（女性活躍推進計画）】

重点目標 9 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	23
主要施策 (24) 政策・方針決定過程への女性の参画の推進	
主要施策 (25) 事業者・市民団体等への女性の参画の促進	
重点目標 10 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現	24
主要施策 (26) 家庭や地域における男女共同参画の促進	
主要施策 (27) 多様なライフスタイルに対応した子育て・介護支援の充実	
主要施策 (28) 仕事と生活の調和の実現に向けた環境づくり	
重点目標 11 働く場における男女共同参画の推進	25
主要施策 (29) 男女が対等なパートナーとして働く職場環境づくり	
主要施策 (30) 女性のチャレンジ支援	

【評価指標一覧】	27
-----------------	----

プランの趣旨

1 プラン策定の趣旨

男女共同参画社会基本法では、「全ての人々が性別にかかわらず互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現」を21世紀のわが国の最重要課題のひとつとして位置づけています。

本市においても、平成14(2002)年の「津山市男女共同参画まちづくり条例」の制定以降、その行動計画として、平成15(2003)年3月に「つやま男女共同参画さんさんプラン」、平成20(2008)年3月に「新つやま男女共同参画さんさんプラン」、平成25年(2013)3月に「第3次つやま男女共同参画さんさんプラン」、平成30(2018)年に「第4次男女共同参画さんさんプラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けたさまざまな施策に取り組んできました。

この間、女性の地位向上や固定的な性別役割分担意識に一定の変化が見られるものの、いまだに社会制度・慣行の中に根強く残っているものもあります。

また、令和4(2022)年6月に刊行された「男女共同参画白書」では、「新型コロナウイルス感染症の拡大は世界中の人、とりわけ女性の生活に大きな影響を及ぼした。我が国では、女性の就業者数が大幅に減少、雇用や生活面で大変厳しい状況にある。また、DVの相談件数も、女性の自殺者数も増加した。」とされており、その対策として「女性の経済的自立を可能とする環境の整備、女性の早期からのキャリア教育及び柔軟な働き方を浸透させることの重要性」が指摘されています。

このたび令和4(2022)年度末で現行計画が期間満了を迎えることから、こうした社会課題を見据え、これまでの成果を継承しつつ、男女共同参画社会基本法に示された理念に基づき、より一層、男女共同参画社会の形成に向けた施策・事業を総合的かつ計画的に推進するため、「第5次津山男女共同参画さんさんプラン」を策定します。

2 プランの性格

- ① 男女共同参画社会基本法第14条第3項及び津山市男女共同参画まちづくり条例第8条に基づく男女共同参画推進のための総合的なプランです。
- ② 本プランの一部を、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）第2条の3第3項に規定する市町村基本計画（DV防止計画）として位置づけたプランです。
- ③ 本プランの一部を、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）第6条第2項に規定する市町村推進計画（女性活躍推進計画）として位置づけたプランです。
- ④ 国の「第5次男女共同参画基本計画」及び県の「第5次おかやまウィズプラン」と

の整合性を図ったプランです。

- ⑤ 「津山市第5次総合計画」や市の関連各種計画との整合性を図ったプランです。
- ⑥ 津山市男女共同参画まちづくり審議会の答申をはじめ、令和3(2021)年度に実施した「津山市男女共同参画市民アンケート調査」、パブリックコメントなどによる意見を反映させたプランです。
- ⑦ 行政はもとより、住民が家庭、職場、学校、地域などあらゆる場において自ら考え、行動するための指針となるプランです。
- ⑧ 平成30(2018)年策定の「第4次津山男女共同参画さんさんプラン」の理念を継承し、新たな課題に対応したプランです。

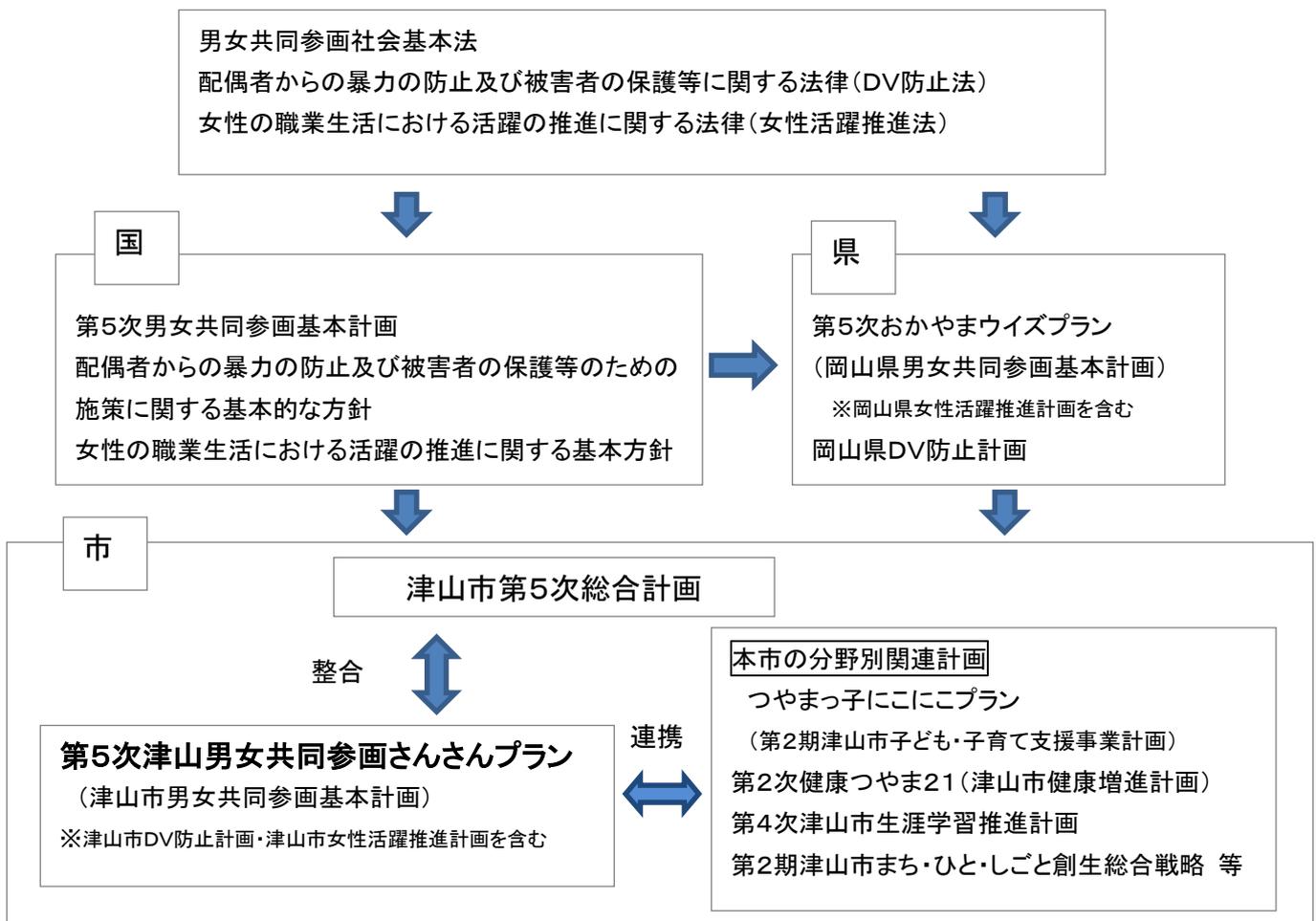
男女共同参画社会基本法第14条第3項

市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるように努めなければならない。

津山市男女共同参画まちづくり条例第8条

市長は、男女共同参画のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画のまちづくりに関する基本的な計画を策定するものとする。

計画の位置づけ



3 プランの期間

このプランは、令和 5(2023)年度を初年度とし、令和 9(2027)年度末までの 5 か年計画とします。また、社会経済情勢の変化等を考慮し、必要に応じプランの見直しを行うものとします。

プラン策定の背景

1 国際社会の取組

国際連合は、昭和 50(1975)年を「国際婦人年」と定めて「女性の地位向上のための世界行動計画」を採択、その後 10 年間を「国連婦人の 10 年」として、世界の国々に対し、女性の地位向上のための積極的な取組を呼びかけました。

昭和 54(1979)年、国連は「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」を採択し、「国連婦人の 10 年」の最終年である昭和 60(1985)年には「西暦 2000 年に向けての婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」を採択しました。

平成 7(1995)年、アジアで初めてとなる「第 4 回世界女性会議」を北京で開催し、「北京宣言」と女性のエンパワーメントの促進などを盛り込んだ「行動綱領」を採択、さらに、平成 12(2000)年にはニューヨークで開催した「女性 2000 年会議」において、「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ（成果文書）」を採択しました。

平成 17(2005)年には「北京+10（第 49 回国連婦人の地位委員会）」、平成 22(2010)年には「北京+15（第 54 回国連婦人の地位委員会）」、平成 27(2015)年には「北京+20（第 59 回国連婦人の地位委員会）」をニューヨークの国連本部で開催し、令和 12(2030)年までに、男女共同参画及び女性のエンパワーメントの完全な実現に向け、努力する宣言を採択しています。

平成 27(2015)年の国連サミットでは、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、その中に掲げられた「持続可能な開発目標（SDGs）」において、ジェンダー平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る「ジェンダー平等の実現」などの目標が定められました。

平成 28(2016)年には「女子差別撤廃条約」に基づき、女子差別撤廃委員会から日本の男女平等に向け、性別役割分担意識の解消、女性に対する暴力防止、政策・方針、意思決定の場への女性の参画推進、ワーク・ライフ・バランスの推進などの履行勧告を含んだ総括所見が公表されました。

2 国における取組

昭和 50(1975)年の国際婦人年を契機とした世界的な動きの中で、わが国においては、昭和 52(1977)年に「世界行動計画」を取り入れた「国内行動計画」を策定、昭和 60(1985)年の「女子差別撤廃条約」の批准に当たっては、男女雇用機会均等法の制定、国民年金法の改正、家庭科の男女共修化など、法律・制度面の整備を進めました。昭和 62(1987)年には、「ナイロビ将来戦略」を受けて「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」を策定しています。

第 4 回世界女性会議で採択された「北京宣言」「行動綱領」や、男女共同参画審議会が答

申した「男女共同参画ビジョン」を踏まえ、平成8(1996)年には、男女共同参画社会の形成の促進に関する新たな計画「男女共同参画2000年プラン」を策定しました。

さらに、平成11(1999)年には、5つの基本理念と国・地方公共団体・国民の責務を明記した「男女共同参画社会基本法」を制定し、翌12(2000)年には同法に基づく「男女共同参画基本計画」を策定。今後実施する施策の基本的方向や具体的施策を示しました。

その後、平成17(2005)年に第2次、平成22(2010)年に第3次、平成27(2015)年に第4次の男女共同参画基本計画をそれぞれ策定し、関連施策の推進を図ってきました。

この間に、平成13(2001)年、配偶者からの暴力を防止し、被害者の保護を図るための「DV防止法」が施行、平成16(2004)年、平成19(2007)年、平成25(2013)年に一部改正が行われ、保護命令の拡充や適用対象の拡大などが図られました。

平成25(2013)年には、「日本再興戦略」を閣議決定し「女性の活躍推進」を盛り込み、女性の活躍を国の成長戦略の柱の一つに位置付けました。

平成27(2015)年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」、平成30(2018)年に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が成立しました。

このような取組にも関わらず、令和3(2021)年に世界経済フォーラムが公表した「ジェンダー・ギャップ指数」では、わが国は156か国中120位、先進国でも最低水準という結果になっており、依然として経済分野と政治分野において女性リーダーの登用が進んでいないことがわかりました。

また、令和2(2020)年からの新型コロナウイルス感染症拡大による外出自粛や休業等の際し、生活不安ストレスによるDVや性暴力の増加・深刻化や、増加した家事・育児等の負担が女性へ集中するなどの懸念もあり、取り組むべき課題が明らかになりました。

こうした課題を踏まえ、令和2(2020)年に、第5次男女共同参画基本計画を策定し、「すべての女性が輝く令和の社会」の実現に向けた取組を推進しています。

3 岡山県の取組

岡山県では、昭和54(1979)年に県下56の団体からなる「岡山婦人問題を考える会」が発足、その後、平成3(1991)年には「第4次岡山県総合福祉計画」の中に初めて「女性」の項目を設け、県政の重要施策として位置づけました。

平成9(1997)年には「岡山県男女共同参画推進本部」を設置し施策の推進体制を整備、さらに、平成11(1999)年、男女共同参画社会づくりを推進していくための総合拠点施設として岡山県男女共同参画推進センター（愛称：ウィズセンター）を開設しています。

平成13(2001)年には男女共同参画社会の実現に向けた県の方針や具体的施策を示した「おかやまウィズプラン21」を策定し、「岡山県男女共同参画の促進に関する条例」を施行。平成18(2006)年に「新おかやまウィズプラン」、平成23(2011)年に「第3次おかやまウィズプラン」、平成28(2016)年には「第4次おかやまウィズプラン」、令和3(2021)年には「第5次おかやまウィズプラン」を策定し、県民、ボランティア・NPOや事業者・企業、そして国・市町村とともに、男女共同参画社会の実現に取り組んでいます。

4 津山市の取組

本市では、昭和59(1984)年4月に「青少年婦人室」を設置し、昭和63(1988)年には、市の女性政策のあり方を協議する「津山市女性問題行政連絡会議」を発足。平成元(1989)年には、「津山市女性政策策定審議会」を設置し、女性政策の基本方針についての提言を受けました。

平成4(1992)年には「青少年婦人室」を「女性室」と「青少年育成センター」に分離。平成5年(1993)1月には、女性政策行動計画「つやま女性プラン」を策定しました。

平成9(1997)年、「人権啓発課」を新設。女性の人権を人権問題の一つと捉え、全庁的に人権意識の高揚を図るため、庁内組織として「人権啓発推進会議」を設置しました。平成10(1998)年2月には、「女性の権利は人権である」を基本理念に、「つやま女性プラン」の改定を行っています。

そして、平成11(1999)年4月、男女共同参画社会の形成に向けた施策の推進と住民活動の支援のための総合拠点施設として、津山男女共同参画センター「さん・さん」を設置しました。

さらに平成14(2002)年10月には、7つの基本理念と市・住民・事業者の役割などを定めた「津山市男女共同参画まちづくり条例」を施行するとともに、市の施策を総合的・計画的に推進するため、「津山市男女共同参画まちづくり推進本部」と、施策を調査審議する機関として「津山市男女共同参画まちづくり審議会」を設置しました。

平成15(2003)年3月には「つやま男女共同参画さんさんプラン」、平成20(2008)年3月には「新つやま男女共同参画さんさんプラン」、平成25(2013)年3月には「第3次つやま男女共同参画さんさんプラン」、平成30(2018)年3月には「第4次津山男女共同参画さんさんプラン」を策定し、プランの基本理念を「男女の人権が尊重され、固定的な性別役割分担意識や社会慣行を解消し、自らの意思と価値観によってその個性と能力を十分発揮することができる、『男女がともにさんさんと輝けるまち 津山』の実現」とし、基本目標に沿ってさまざまな施策や事業に取り組んでいます。

DV相談をはじめとする各種の相談については、これまでも取組を進めてきたところですが、令和3(2021)年4月には、DV相談、支援体制をより充実させるため、県北で初の設置となる配偶者暴力相談支援センターを開設しました。

令和3(2021)年度の相談件数は、前年度の約3倍に増加しており、引続き、相談者への丁寧な対応と支援を行っています。

5 津山市の現状

(1) 第4次津山男女共同参画さんさんプランにおける数値目標の達成状況

第4次津山男女共同参画さんさんプランでは、取組の効果が検証できるよう、24の数値目標を設定していました。

令和3(2021)年度までの達成状況は次のとおりです。(★印は達成した項目)

目標未達成の中で、講座や教室等の参加者数(割合)については、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策としての施設の休館、講座の開催中止や規模縮小、また、受講者の参加自粛の影響によるものと考えられます。

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会実現への基盤づくり

重点目標	数値目標	計画策定時		現状値 (R4. 3. 31)
		現状値 (H29. 3. 31)	目標値 (R5. 3. 31)	
1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと意識づくり	「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきだ」という考えに「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」人の割合(市民アンケート調査結果)	女性: 83.9% 男性: 77.5%	男女とも 85.0%	★女性: 89.3% ★男性: 89.5%
	市民団体等と協働する男女共同参画市民企画講座の実施回数(平成30~令和4年度の累計)	10回	10回	6回
2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実	公民館等への男女共同参画をテーマに盛り込んだ出前講座の実施回数(平成30~令和4年度の累計)	10回	10回	5回
	学校の中では「男女平等になっている」と思う人の割合(市民アンケート調査結果)	46.2%	55.0%	40.2%

基本目標Ⅱ 人権の尊重と安全・安心な暮らしの実現

重点目標	数値目標	計画策定時		現状値 (R4. 3. 31)
		現状値 (H29. 3. 31)	目標値 (R5. 3. 31)	
3 男女間のあらゆる暴力の根絶	過去5年以内に、身近なところ(職場・地域・学校)でセクシュアル・ハラスメントを受けたことがある女性の割合(市民アンケート調査結果)	9.8%	5.0%	8.3%
	過去5年以内に、自分自身がDVの被害を受けたことがある女性の割合(市民アンケート調査結果)	9.8%	7.0%	★ 6.6%
	過去5年以内にDVの被害を受けたことがある人のうち、相談したかったのに、どこ(だれ)にも相談できなかった人の割合(市民アンケート調査結果)	—	15.0%	15.4%

4 生涯を通じた男女の健康支援	特定健診の受診率	29.2%	30.0%	27.8% (暫定値)
	乳がん検診の受診率	—	30.0%	8.7%
	子宮がん検診の受診率	—	30.0%	8.2%
5 地域社会における男女共同参画の推進と安全・安心な環境づくり	社会参加に関心のない人の割合(市民アンケート調査結果)	19.5%	15.0%	16.5%
6 国際化社会に対応する男女共同参画の取組	日本語教室の参加者数(のべ人数)	1,268人	1,330人	1,011人

基本目標Ⅲ あらゆる分野への男女共同参画の推進

重点目標	数値目標	計画策定時		現状値 (R4.3.31)
		現状値 (H29.3.31)	目標値 (R5.3.31)	
7 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	市の審議会等の女性委員の割合	27.0%	30.0%以上	26.9%
	女性のいない審議会等の比率	14.8%	0.0%	12.3%
	市職員課長級以上職の女性職員割合	14.3%	30.0%	16.3%
8 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現	地域子育て支援拠点利用者数	30,272人	60,000人	37,624人
	ファミリー・サポート・センターの会員数	1,021人	1,070人	1,061人
	ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業者数	22社 (H27～H28年度累計)	80社	★82社 (H30～R2年度累計)
	ワーク・ライフ・バランス及び女性活躍推進(旧・両立支援)アドバイザー派遣事業者数(平成30～令和4年度の累計)	20社 (H27～H28年度累計)	50社	29社 (H30～R3年度累計)
	事業所等を対象としたワーク・ライフ・バランスについての啓発講座の実施回数(平成30～令和4年度の累計)	9回 (H25～H28年度累計)	10回	6回

	現在、仕事と生活の調和がとれた暮らしができていると思っている人の割合（市民アンケート調査結果）	女性：39.7% 男性：40.6%	男女とも 45.0%	女性：36.8% 男性：40.5%
9 働く場 における男 女共同参画 の推進	認定農業者の女性比率	6.3%	6.5%	6.41%
	津山まちなかカレッジへの参加人数（平成30～令和4年度の累計）	—	11,700人	6,746人
	25歳から44歳までの女性の労働力率（令和2年度国勢調査）	79.3%	82.0%	★ 82.06%

※ 計画策定時の数値は、平成28(2016)年度実施の市民アンケート、また特に記載のないものは平成28(2016)年度末の数値。

※ 現状値の数値は、令和3(2021)年度実施の市民アンケート、また特に記載のないものは令和3(2021)年度末の数値。

(2) アンケート調査結果等

(省略)

6 津山市の課題

第4次津山男女共同参画さんさんプランに基づく各事業の実施状況や、数値目標の達成状況〔令和3(2021)年度末時点〕、令和3(2021)年に実施した「津山市男女共同参画市民アンケート調査結果」などから明らかになった様々な課題の中で、特に重要な課題は下記の項目です。

(1) 男女共同参画についての意識づくり

「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきだ」という考えに同意する人は、平成13年調査時には32.4%でしたが今回調査では9.4%に減っており、性別で役割を固定的にとらえる意識は、かなり解消されてきています。また、「男性も家事や子育てなどの家庭の責任を分担するべきだ」と思う人も20年前からすでに男女ともに8割を超えています。

しかし実情を見ると、たとえ共働き世帯であっても家事や育児については「主として妻が担っている」と約6割以上の方が回答しています。アンケートでの経年変化では、家庭における性別役割分担意識は薄れてきているものの、現実には家庭のことは女性が担うといった従来からの性別役割分業はあまり変わっていない実態が伺えます。

仕事でも家庭でも性別で役割を固定せずに、男女が社会の対等なパートナーとして個人の能力を十分に発揮できるように、意識改革の推進や男女共同参画の基盤づくりを進めることが重要です。

(2) 男女間のあらゆる暴力の根絶

DVの経験については、過去5年以内に暴力を受けたことがある人が全体で5.3%、女性では6.6%を占めています。また、DV被害者で「相談したいと思ったが、どこにも相談し

なかった」と回答した割合が 15.4%となっています。「相談したいと思わなかった」と回答した 38.5%と合わせると、53.9%が「相談をしていない」という回答でした。

その理由としては「自分にも悪いところがあると思ったから」という回答が 42.9%、「相談しても解決しないと思ったから」という回答が 21.4%でした。

本市は、令和 3(2021)年 4 月に津山配偶者暴力相談支援センターを開設し、DV 防止の取組を進めていますが、今後も相談先や相談方法の周知を徹底し、必要とする人に適切な支援が行えるよう、体制の充実、関係機関との連携を強化することが必要です。

(3) 困難を抱えた人が安心して暮らせる環境づくり

貧困・高齢・障害などにより困難を抱えた人が安心して暮らせる環境づくりを目指し、生活困窮者や高齢者、障害のある人への福祉サービス等を充実させてきましたが、「誰もが安心して暮らせる環境づくり」という点では、外国人や性的少数者などの生活の困難を抱える人々へのさらなる支援も必要です。

外国人対象の日本語教室の参加者数は、コロナ禍以前は「年間数値目標 1,330 人以上」を達成していましたが、令和 3 年度は、新型コロナのまん延防止等重点措置などの影響を受け、参加者が 1,011 人と激減しました。

性的少数者に関しては、令和 4 年 1 月～2 月に行った「LGBT」に関するアンケートの結果では、性的少数者について「性の多様性・個人の人権として尊重すべき」という回答 83.3%であり、性的少数者が暮らしやすいまちをつくるための取組が「必要だ」という回答は 80.0%でした。

災害や新型コロナウイルス感染症の拡大などの非常時においては、社会的に弱い立場の人が困難な状況に陥りやすいため、これらの人々が安心して暮らせるさまざまな支援が必要とされています。

(4) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

本市の審議会等の女性委員の割合は、数値目標 30.0%以上に対し実績値 26.9%となり、第 4 次プラン策定時の 27.0%よりも割合が減少し目標値には届いていません。一方で、女性のいない審議会等の比率は 14.8%から 12.3%に減少し、わずかに改善しています。

アンケート結果によると、職場において企画や方針決定の場に女性が少ない理由は、「男女の役割分担についての社会通念や慣習が残っているから」は 53.3%、「女性が仕事と家庭を両立できる社会制度が十分でないから」は 48.2%、「男性優位の組織になっているから」は 39.2%でした。

特に「男女の役割分担についての社会通念や慣習が残っているから」という回答は、平成 23(2011)年調査時は 44.5%、平成 28(2016)年調査時は 51.9%、令和 3(2021)年調査時は 53.3%と増加しており、職場において男女共同参画意識の啓発が進んでいないことがわかりました。

行政をはじめ、各企業等における政策・方針決定過程において多くの女性が参画できるよう、各種団体、地域、事業所など、あらゆる場面で女性の参画を働きかけていく必要があります。

(5) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

仕事と生活の調和がとれた暮らしについて、「できている」と回答したのは 38.2%であり、前回平成 28(2016)年調査時の 40.9%よりわずかに減少していました。

ワーク・ライフ・バランスを「内容まで知っている人」で「できている」と回答した割合は46.9%で、「言葉も内容も知らなかった人」で「できている」と回答した割合は33.9%であることから、認知が実践へとつながっていることが推測されます。

市に対しての要望として、「出産、育児のため仕事を辞めても、再就職できるような雇用面の対策を考える」「子育て支援サービスを充実する」「介護者が社会参加しやすくするため、介護支援サービスを充実させる」が上位3項目に挙がっており、これは前回平成28(2016)年調査でも要望が高かった項目です。これらの施策に、引き続き力を入れていく必要があります。

(6) 働く場における女性の活躍促進

職場での女性の参画のためには「男女ともに育児休暇や介護休暇がとりやすいよう制度の整備・充実を行うこと」を求める割合が最も高く53.9%でした。

また、女性が仕事を持つことについては「女性自身が望む働き方を選べることが望ましい」という回答が最も多く45.1%となっていました。

女性が働き続けるために必要なこととしては、「両親や配偶者など家族の協力」、「職場の理解」、「保育施設の充実や保育時間の延長」、「育児休業制度や子の看護制度、介護休暇制度などの取得促進」の順に高くなっています。家庭の協力、職場の理解、保育の充実や育児休業等の制度の普及啓発など、総合的な取組が求められます。

プランの基本的な考え方

1 プランの基本理念

このプランのめざす津山市の姿は、男女が社会の対等な構成員として、家庭、職場、学校、地域などあらゆる分野で、それぞれの個性と能力を存分に発揮し、ともに利益も責任も分かち合うことのできる社会です。

男女の人権が尊重され、固定的な性別役割分担意識や社会慣行を解消し、自らの意思と価値観によってその個性と能力を十分に発揮することができる「男女がともにさんさんと輝けるまち津山」の実現をめざして

このプランの基本理念は、津山市男女共同参画まちづくり条例第3条の規定により、次に掲げる7つとします。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられ、性別による差別的な扱いや暴力を受けることなく、男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別による役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択を妨げることのないよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定の場に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の理解と協力の下に、家事、育児、介護等の家庭生活における活動とその他の活動とを両立して行うことができること。

- (5) 男女が、生涯を通じて身体的、精神的及び社会的に健康であって、相互の理解と協力の下に、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項について自らの意思が尊重されること。
- (6) 男女が、自らの意思によって対等な立場で社会活動に参画することによって、豊かで活力あふれる地域社会を創造すること。
- (7) 男女共同参画の推進が、国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際的協調の下に行われること。

2 プランの基本目標

DV被害者の支援をより充実させるために、令和3年度に「配偶者暴力相談支援センター」を本市に設置し、配偶者からの暴力の相談受付を行う中で、DV根絶がより大きな課題として浮上してきました。

そこで、第4次プランでは基本目標を3つ設定していたところ、この第5次プランでは、あらゆる暴力の根絶（DV防止計画）を重点目標から基本目標に格上げし、男女共同参画社会の実現に向けて、以下の4つを基本目標に掲げ、各分野にわたる施策を計画的に推進します。

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会実現への基盤づくり

一人ひとりが個性と能力を十分発揮し、自らの意思により対等な立場で社会参画できるようにするため、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれのある固定的な性別役割分担意識、性差に関する偏見や固定観念、無意識の偏見（アンコンシャス・バイアス）を是正、社会制度や慣行を見直し、あわせて意識改革のための啓発を行います。

男女共同参画の意識が住民一人ひとりに浸透するよう、家庭や地域、学校等での教育・学習の充実に努めます。

次世代を担う子どもに対しても、健やかに個性と能力を発揮し成長できるように、子どものころから男女共同参画社会への理解を促進し、将来を見通した自己形成ができるよう取組を進めます。

基本目標Ⅱ あらゆる暴力の根絶（DV防止計画）

ドメスティック・バイオレンス（DV）、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、性暴力、ストーカー行為などさまざまな形態の暴力が深刻な社会問題となっています。近年では、特に若年層を中心に、その状況も多様化、複雑化しています。また、暴力は、犯罪ともなる行為を含む重大な基本的人権の侵害であると同時に、男女共同参画社会実現の大きな障壁であり、社会全体で克服すべき課題として、令和3年度に開設した「津山配偶者暴力相談支援センター」が中心となり、これら暴力の根絶に向けた取組を進めます。

基本目標Ⅲ 人権の尊重と安全・安心な暮らしの実現

男女共同参画社会の形成には、男女が互いの身体的性差や特徴を十分に理解し合い、互いに尊重しつつ生涯にわたる心身の健康を保持・増進していくことが前提となります。ライフステージに応じて、生涯を通じた健康の保持・増進の取組や、健康を脅かす問題についての啓発に努めます。

近年、重要性が高まっている防災や防犯の分野においても男女共同参画の視点を取り入れることが求められています。

また、高齢者、障害のある人、生活困窮者、外国人、性的少数者など、生活上の様々な困難を抱える人々が、それぞれの意欲と能力を発揮して社会参加できるよう支援し、住み慣れた地域で暮らせる環境づくりを行います。

基本目標Ⅳ あらゆる分野への男女共同参画の推進（女性活躍推進計画）

男女共同参画社会の形成のためには、政策をはじめ社会のあらゆる意思決定の場へ、男女が社会の対等な構成員として参画し、多様な考え方を活かしていくことが重要です。女性の社会進出は以前よりも進んでいます。社会の意思決定に関わる場面においては、男性に比べ、女性の参画はいまだに十分とは言えない状況です。女性の参画を促進するとともに、女性のエンパワーメントのための研修や学習の機会を提供します。

誰もがいきいきと暮らせる活力ある社会をつくるため、それぞれの価値観やライフスタイルの多様化を認め合い、職場・家庭・地域においてバランスのとれた生活ができるように環境を整えることが必要です。子育てや、家族の介護をしながらでも仕事を続けていけるよう支援サービスの充実を図り、男女が共に安心して子育て・介護ができる環境づくりに努めます。

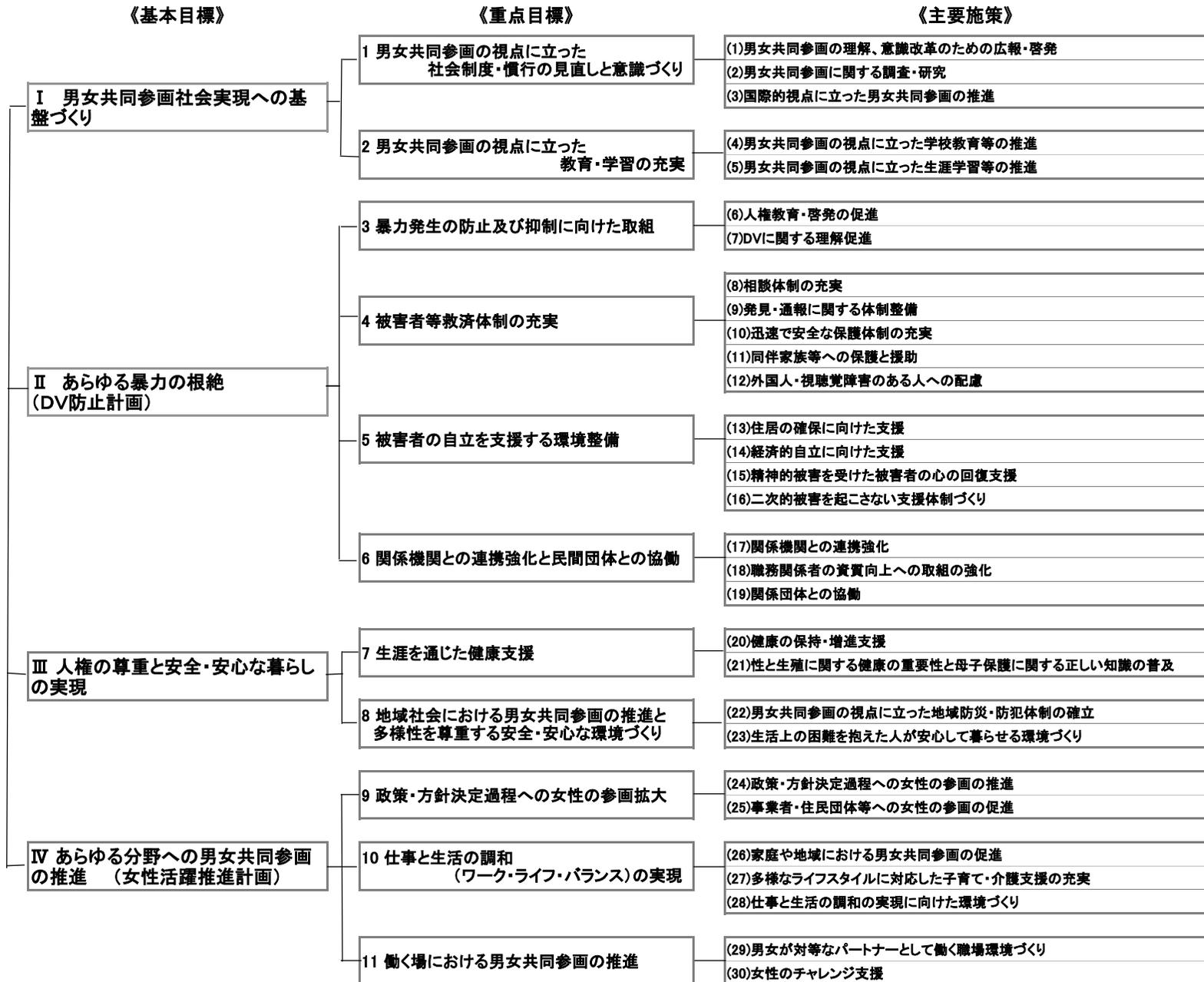
少子・高齢化の進展、労働力人口の減少、家族形態の多様化などの社会情勢の変化に伴い、地域社会は様変わりしています。雇用の分野での男女の均等な機会と待遇の確保を推進するとともに、意欲と能力のある女性が、自らの能力を高め、活躍の場を広げることができるよう、起業やキャリアアップ、再チャレンジなどを支援します。

また、関係機関、関係団体、企業、住民団体、地縁団体などさまざまな立場の方と協力して女性の活躍推進に取り組み、あらゆる分野への男女共同参画の促進を目指します。

【 第5次プラン体系図 】

基本理念

男女の人権が尊重され、固定的な性別役割分担意識や社会慣行を解消し、自らの意思と価値観によってその個性と能力を十分に発揮することができる「男女がともにさんさんと輝けるまち津山」の実現をめざして



基本目標Ⅰ 男女共同参画社会実現への基盤づくり

重点目標1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと意識づくり

男女共同参画社会の形成は、性別を問わず、あらゆる人にとって生きやすい社会につながっていきます。「男は仕事、女は家庭」に代表される固定的な性別役割分担意識は、時代とともに変わりつつあるものの無意識の偏見(アンコンシャス・バイアス)などが根強く残っていることから、社会制度や慣行をジェンダーに敏感な視点で見直し、さまざまな機会を捉え、男女共同参画についての意識改革を促進します。

また、性別にとらわれず誰もが個人として尊重され、個性や能力を十分に発揮し、さまざまな活動に参画できるようにするためには、男女を取り巻く環境について住民一人ひとりの理解が重要であることから、さまざまな場における啓発活動を推進します。

主要施策(1) 男女共同参画の理解、意識改革のための広報・啓発

No.	施策	概要	担当課
1	各種講座やイベントの開催	男女共同参画の理解と意識改革を図るため、男女が参加しやすい講座やイベント等を開催します。 <ul style="list-style-type: none"> ・さん・さん祭りの開催 ・男女共同参画週間パネル展の開催 ・男女共同参画講座等の開催 ・社会制度や慣行を見直す学習機会の提供 ・男性の家事・育児・介護等に対する意識改革や能力向上のための講座開催 ・働き方改善の取組支援 ・津山広域事務組合との共催による講演会の開催 ・関係資料の特別展示の開催 	人権啓発課 仕事・移住支援室 生涯学習課
2	広報紙・情報誌による広報・啓発活動の充実	男女共同参画を促進するための様々な媒体を通じて効果的な広報・啓発活動を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・「広報津山」、市ホームページ、SNS等を活用した広報・啓発 ・男女共同参画だより「えすぼあ」での広報・啓発 ・FMラジオ等、その他メディア媒体の活用 	秘書広報室 人権啓発課
3	住民団体等の育成	男女共同参画社会実現に向けて活動している団体やグループ等の育成や、団体間のネットワーク形成の支援を行うとともに、人材育成のための講座を開催します。 <ul style="list-style-type: none"> ・各種女性団体や地域づくりサポートセンターにおける住民活動団体の支援・育成 ・男女共同参画市民企画講座の実施 ・人材育成講座 	人権啓発課 地域づくり推進室 生涯学習課
4	住民団体等との協働による啓発事業の推進	住民団体等と協働し、住民のニーズに即した分かりやすい視点から意識改革を推進します。 <ul style="list-style-type: none"> ・さん・さん祭りを住民団体と協働で開催 ・男女共同参画市民企画講座の実施 	人権啓発課
5	住民のメディア・リテラシー向上への取組	固定的な性別役割分担意識を助長する表現や、性の商品化につながる表現、男女間の暴力を無批判に取り扱う表現など、携帯電話やインターネットなどの情報通信を含めたメディアからの情報を主体的に読み解き、自己発信する能力(メディア・リテラシー)の向上を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ・メディア・リテラシーに関する講座・講演会の開催や資料展示など学習機会や情報の提供 ・児童・生徒へのメディア・リテラシーの指導や保護者への啓発 	秘書広報室 人権啓発課 生涯学習課 学校教育課
6	市役所における制度・慣行の見直しと職員の意識改革の促進	市の施策が男女に中立に働くよう、職員の意識改革を促進するとともに、市の条例・規則等が固定的な性別役割分担意識に基づくことのないよう、常に確認し、必要に応じて改善を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画の視点に立った政策・例規等のチェック ・市の制度や慣行の見直し ・職員の意識改革の促進 ・職員研修の実施 	総務課 みらいビジョン戦略室 行財政改革推進室 人事課 人権啓発課

7	行政刊行物等における男女共同参画の視点の推進	性別に基づく固定観念にとらわれない男女の多様なイメージを社会に浸透させるため、市役所における刊行物の見直しを行い、必要に応じ改善を図ります。 ・「男女共同参画行政刊行物ガイドライン」の周知 ・広報担当職員研修の実施	秘書広報室 人権啓発課
---	------------------------	---	----------------

主要施策(2) 男女共同参画に関する調査・研究

No.	施策	概要	担当課
1	調査・研究の推進	市の施策に男女共同参画の視点を盛り込む基礎資料とするため、住民の意識・実態調査を実施します。 ・講座等の事業実施の際のアンケートによる意識・ニーズ調査	人権啓発課
2	情報の収集・提供	男女共同参画に関する先進事例、統計等の情報を収集し、提供します。 ・男女共同参画情報コーナーの整備と資料の貸出し	人権啓発課

主要施策(3) 国際的視点に立った男女共同参画の推進

No.	施策	概要	担当課
1	国際的取組の情報収集・提供と国際理解のための教育推進	国際社会における男女共同参画の取組について情報収集、提供を行い、他の国々の女性問題や男女共同参画について理解を深めます。 また、国際交流の促進や語学教育を通して、互いの文化や価値観を理解し尊重する視点を持つとともに、国際感覚を育む学習や外国人との交流の機会を提供します。 ・国際交流行事の開催、国際理解に関する情報提供 ・学校等における外国語教育の充実 ・住民団体の育成	人権啓発課 地域づくり推進室 生涯学習課 学校教育課

重点目標2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

一人ひとりの意識や価値観は、生まれたときから、家庭や地域をはじめ、幼児期、学齢期を通じて大人になるまで、さまざまな場面で周囲の環境に影響を受けながら形成されていきます。

そのため、子どもの頃から、男女がともに一人の自立した人間として互いの人格や個性を尊重しながら、個性や能力を發揮して自らの意思によって行動できるよう、男女共同参画の視点に立った幼児教育・保育、学校教育を推進します。

また、家庭や地域においても、固定した性別役割分担意識や慣習の見直しを進めながら、男女共同参画に関する学習機会の充実を図り、多様な生き方を認め合うために、あらゆる年代の住民に対して男女共同参画の視点に立った行動を促していく必要があります。

主要施策(4) 男女共同参画の視点に立った学校教育等の推進

No.	施策	概要	担当課
1	男女共同参画の視点に立った教育の充実	子どもの発達段階に応じて、人権を尊重した教育を実践し、男女の相互理解と協力の重要性、家庭生活の大切さ、性に関する指導の充実を図ります。進路指導においては性別にかかわらず、生徒の個性と能力に合った進路が選択できるような適切な進路指導を実施します。 ・人権教育の実施 ・家庭生活や性に関する指導の充実 ・適切な進路指導の実施	学校教育課 こども保育課
2	男女共同参画の視点に立った学校・園運営の推進	学校・園行事やPTA活動において、男女が共同で参画できる体制を整備します。また、諸帳簿等についても男女共同参画の視点に立った条件整備を図ります。 ・男女共同参画の視点に立った学校・園行事等の実施 ・PTA活動における男女共同参画の促進	学校教育課 こども保育課
3	保育・教育関係者等の研修の充実	保育・教育関係者等(学童保育支援員を含む)を対象とし、男女共同参画の視点に立った研修の充実を図ります。 ・男女共同参画の視点に立った研修の実施	人権啓発課 子育て推進課 こども保育課 学校教育課

4	高等学校、高専、大学等における教育の実施	高等学校や高等専門学校、大学等における男女共同参画の視点に立った教育を働きかけます。 ・啓発資料の配布、教材の貸出し ・出前講座の実施 ・若者を対象にした講座の実施	人権啓発課 生涯学習課
---	----------------------	---	----------------

主要施策(5) 男女共同参画の視点に立った生涯学習等の推進

No.	施策	概要	担当課
1	社会教育関係者の男女共同参画に関する理解の促進	地域における男女共同参画に関する学習機会の充実のため、社会教育関係者に対する啓発を推進します。 ・公民館長や公民館活動推進協議会男女共同参画推進委員への研修 ・各種研修機会の活用 ・出前講座の周知	人権啓発課 生涯学習課
2	地域における学習機会の提供	地域における男女共同参画に関する学習機会の充実のため、地域団体や公民館等における学習機会の提供を図ります。 ・男女共同参画に関する出前講座(生涯学習リクエスト大学)の実施 ・男女共同参画のテーマを盛り込むことによる公民館講座・学級などの実施 ・地域における学習機会の提供 ・出前講座の周知	人権啓発課 生涯学習課
3	男女共同参画の視点に立った家庭教育の充実	性別にかかわらず、一人ひとりの個性と能力を伸ばす家庭教育の重要性について啓発を図り、家庭教育力の向上を目指します。 ・各園(所)、学校やPTA等が実施する家庭教育推進事業において、人権教育や男女共同参画の視点を取り入れた事業を展開	学校教育課 人権啓発課 こども保育課

基本目標Ⅱ あらゆる暴力の根絶(DV防止計画)

重点目標3 暴力発生の防止及び抑制に向けた取組

本市では、男女が互いの人権を尊重し合い、対等な関係が築ける環境づくりを推進し、性別に基づいて起こるあらゆる暴力の根絶に向けた取組や互いの性を尊重する意識の啓発に努めています。保育・教育の場や地域におけるさまざまな学習の場においての人権尊重を基盤とした教育を積極的に実践し、男女共同参画意識の形成を図っています。しかし、現状として、DV、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、ストーカー行為等は依然として存在しています。こうした人権侵害、暴力を根絶するために、機会あるごとに人権教育や意識啓発に努める必要があります。

主要施策(6) 人権教育・啓発の促進

No.	施策	概要	担当課
1	人権教育の推進と意識啓発	DV、デートDV、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、性の商品化等の人権侵害、暴力を根絶するために、機会あるごとに、人権教育や意識啓発に努めます。 ・保育、教育の場や地域で行う学習の場での人権教育の推進 ・啓発事業の実施 ・パンフレット配布 ・若者及びその保護者に対する教育・啓発の推進 ・有害図書および広告物等の社会環境の浄化	人権啓発課 こども保育課 学校教育課 次世代育成課 生涯学習課 秘書広報室

主要施策(7) DVに関する理解促進

No.	施策	概要	担当課
1	研修・講座等による普及啓発	講座等でDVの実態等を周知し、「暴力は許されない」という住民の意識の醸成を図り、DVの被害が潜在化・深刻化しないよう、被害を受けた場合あるいは身近に被害者がいた場合の対処方法などについて、住民の理解や認識の促進に努めます。 ・研修・講座等による普及啓発 ・加害者更生プログラム等についての県や関係機関との情報交換	人権啓発課

重点目標4 被害者等救済体制の充実

DVの相談窓口があることを周知し、被害者が安心して相談できるように努めます。相談員の資質の向上を図るとともに、相談員自身のメンタルヘルスケアに配慮することにより、意欲的な支援ができるよう環境を整えます。

DVの早期発見のために、医療機関、教育機関、福祉関係窓口等との協力体制づくりを行います。また、DV加害者から避難してきた被害者に対し、警察や女性相談所等と連携をとりながら、安全な避難場所を確保します。

主要施策(8) 相談体制の充実

No.	施策	概要	担当課
1	相談体制の充実	内容が複雑化・深刻化している相談に対応するために、相談員の資質向上を目指し、県や関係機関が行う研修等に積極的に参加できるよう努め、人材育成に取り組みます。	人権啓発課 子育て推進課
2	庁内相談員連絡会議の実施	市の各部署で相談業務を行っている相談員等が参加する連絡会議を定期的開催し、相談事例の検討や問題点等、情報共有を行い、相談者への支援強化を図ります。 ・相談員実務者会議への参加 ・個別のケース検討会議への参加	環境生活課 子育て推進課 こども子育て相談室 人権啓発課 生活福祉課 障害福祉課 次世代育成課 高齢介護課
3	弁護士による無料法律相談事業の活用	日本司法支援センター(法テラス)等が実施する法律相談や民事法律扶助制度の周知を図るなど、被害者が必要に応じ法律相談が受けられるよう情報提供を行います。 保護命令の申し立てや離婚調停など、被害者が適切に司法上の支援が受けられるよう定期的に「法律相談」等を実施し、専門的な相談にも対応できるように配慮します。 ・法テラスの情報提供 ・無料法律相談の情報提供 ・家庭と子どもの法律相談の実施 ・特別相談(法律)の実施	人権啓発課 子育て推進課
4	相談員のメンタルヘルスケア体制の整備	相談員が精神面で大きな負担を受けないよう、保健師による健康相談や津山市産業医による「メンタルヘルス相談室」の制度の活用や、県などが実施するスーパービジョンや研修会等での困難事例の検討・解釈を先進地の相談員等と共有化するなど、メンタルヘルスケア体制の充実を図ります。	人事課 人権啓発課 環境生活課 障害福祉課 高齢介護課 子育て推進課 こども子育て相談室 健康増進課

主要施策(9) 発見・通報に関する体制整備

No.	施策	概要	担当課
1	児童及び高齢者、障害者虐待相談窓口等との協力体制づくり	相談員実務者会議等で事例検討を行い、各機関が相互に連携を深め、住民からの相談、通報、保護依頼に対し、迅速に対応します。	人権啓発課 子育て推進課 こども子育て相談室 高齢介護課 障害福祉課
2	教育・保育施設、教育機関、医療関係者等の理解の促進	DV被害を疑う者を発見した場合には早期に情報提供してもらうよう、連携の強化を図ります。 ・各園(所)・小中学校や各種関係機関との情報共有 ・要保護児童対策地域協議会の構成団体との連携・協力	人権啓発課 こども保育課 こども子育て相談室 学校教育課 健康増進課
3	民生委員・児童委員、愛育委員、人権擁護委員等への働きかけ	広く地域の実情に通じている民生委員・児童委員、愛育委員に対して早期発見、通報の協力を働きかけます。 人権相談を受ける人権擁護委員に対して、DVについての理解を深めるため、啓発資料の配付等を行います。	生活福祉課 健康増進課 人権啓発課

主要施策(10) 迅速で安全な保護体制の充実

No.	施策	概要	担当課
1	緊急時の安全の確保と同行支援	県女性相談所での一時保護が行われるまでの間、警察等と連携を取りながら、本市において安全な避難場所を提供します。また、必要に応じて一時保護施設まで同行支援を行います。	人権啓発課 子育て推進課
2	広域連携の推進	被害者の安全を確保するため、県をはじめ他市町村との連携に努めます。	人権啓発課 子育て推進課
3	相談支援マニュアルの改訂と徹底	津山市DV被害者相談支援マニュアルについて、実態に即した見直しを行います。また、関係課(室)に内容を周知し、被害者対応を徹底します。	人権啓発課

主要施策(11) 同伴家族等への保護と援助

No.	施策	概要	担当課
1	同伴の子どもへの支援	DVを見せられたり親から直接暴力を受けている子どもや、両親の別居や離婚による環境の変化で心の傷を負った子どもが安心して生活できる環境を整え、心のケアに配慮します。 ・要保護児童対策地域協議会の構成団体との連携	人権啓発課 子育て推進課 こども子育て相談室
2	同伴高齢者への支援	DV被害者が、介護などの必要な高齢者を同伴している場合、その高齢者の身体等の状態に応じた適切な支援を行います。 ・同伴高齢者への適切な支援や権利擁護と虐待防止	人権啓発課 高齢介護課
3	教育・保育施設、教育機関等への協力要請	保育者やスクールカウンセラーによる心理的ケアの充実を図り、被害者と同伴の子どもの置かれた状況について、保育・教育関係者の理解を促します。 就園、就学や転校に際しての配慮や就学援助等の支援の実施についても協力を求め、被害者に対して二次的被害を起こさないよう努めます。	こども保育課 学校教育課

主要施策(12) 外国人・視聴覚障害のある人への配慮

No.	施策	概要	担当課
1	外国語・点字等による支援情報の提供等	外国人DV被害者が支援情報を知ることができるよう多言語による相談体制の充実を図ります。また、視聴覚等に障害のある人にも、被害者が安心して相談でき、支援情報が入手できる環境を整えます。 ・外国語・点字・声の広報等による支援情報の提供 ・外国語・点字・手話等での相談対応	秘書広報室 人権啓発課 障害福祉課 地域づくり推進室

重点目標5 被害者の自立を支援する環境整備

DV被害者が女性相談所等での一時保護を受け、退所後に直面するのは、当面の生活費や心身の健康の回復、住居、就職先などの問題です。被害者の中には住居や就職先の確保が困難な場合もあります。また、DVは身体的・心理的に大きな影響を与え、多くのDV被害者はPTSD(心的外傷後ストレス障害)の発症等、精神的な被害を受けています。

被害者の住居の確保、経済的自立、心の回復などに関する情報や知識を習得し、DV被害者が必要としている情報を提供するなどの、被害者の個々の状況に応じた支援を行います。

主要施策(13) 住居の確保に向けた支援

No.	施策	概要	担当課
1	市営住宅への入居支援	DV被害者が一時保護を受けた場合、裁判所から加害者に対して保護命令が発令された場合等において、新たな住居を定めるまで一時的に生活するための住居として、概ね半年から1年間、市営住宅に一時入居できます。 また入居募集において、DV被害者は単身での応募ができるなど、住居確保に向けた対応を行います。	管理課
2	民間賃貸住宅への入居支援	DV被害者が新たな住居を定めるまで、一時的に生活するための住居支援として、市と民間不動産業界団体との協定により、民間賃貸住宅の斡旋を行います。 DV被害者支援等を行っている居住支援団体等の情報を、被害者に提供します。	管理課 人権啓発課 子育て推進課

主要施策(14) 経済的自立に向けた支援

No.	施策	概要	担当課
1	被害者への就業支援	DV被害者が経済的に自立できるよう、就業支援情報を提供します。 ・居住や就労に係る相談 ・就業支援講座等の情報提供	仕事・移住支援室 生活福祉課 人権啓発課
2	各種保健福祉支援制度の情報提供	各種保健福祉制度について情報提供等を行います。 ・各種手当等の情報提供 ・各種減免制度等の案内 ・母子生活支援施設への入所案内 ・保健情報の提供	人権啓発課 生活福祉課 高齢介護課 障害福祉課 医療保険課 子育て推進課 健康増進課

主要施策(15) 精神的被害を受けた被害者の心の回復支援

No.	施策	概要	担当課
1	被害者のメンタルヘルスケア	DV被害者の心のケアのため、相談があった場合には関係機関につなぎ、連携して支援します。 配偶者暴力相談支援センターにおいて、心理カウンセラー等を配置し、必要と認める者を対象に特別相談を行います。	人権啓発課 健康増進課
2	被害者支援団体等の活動支援	DV被害者のためのサポート活動を行っている民間の被害者支援団体に対して、活動場所の提供を行うなど、団体の活動を支援します。	人権啓発課

主要施策(16) 二次的被害を起こさない支援体制づくり

No.	施策	概要	担当課
1	住民基本台帳事務における支援措置	DV被害者の住民基本台帳事務における支援措置を受けている被害者について、情報の閲覧制限を行い、被害者と同伴家族の安全に配慮した支援に努めます。	市民窓口課 子育て推進課 人権啓発課 医療保険課
2	教育・保育施設、教育機関等への周知	DV被害者及び同伴する子どもについて、加害者からの追跡の不安があること等を十分に考慮し、保育園(所)・認定こども園・幼稚園の転園、小中学校の転校などの希望を受けた場合に、被害者家族が二次的な被害を受けることのないよう教育・保育施設、教育機関等へ向けたDVについての正しい知識の習得と慎重な対応を働きかけます。	こども保育課 学校教育課

重点目標6 関係機関との連携強化と民間団体との協働

DV防止や被害者からの相談、救済、自立などの一連の支援を行うためには、県内の配偶者暴力相談支援センターや警察署、支援団体等、関係機関相互の情報の共有及び連携が必要です。また、複雑で深刻化しているDVの現状について、相談員や関係職員が研修を重ね、被害者へ情報提供や支援を行うときに、不適切な対応や誤った情報を伝えることのないよう資質の向上を図ることが必要です。

主要施策(17) 関係機関との連携強化

No.	施策	概要	担当課
1	DV被害者保護支援関係機関等とのネットワークの強化	岡山県が行うDV被害者支援のための会議や研修会に積極的に出席し、さまざまな相談事例の解決方法を学習するとともに、関係機関との連携を強化します。 <ul style="list-style-type: none"> ・DV被害者保護支援関係機関連絡会議 ・女性相談員等連絡会議 ・女性の人権相談機関連絡会 	人権啓発課 子育て推進課
2	津山圏域定住自立圏の関係市町との連携	定住自立圏の関係市町で担当者会議やケース検討会議を行い、DV事例について対応の知識を習得します。また、各町との連携を強化し、DV被害者の支援体制を充実します。	人権啓発課
3	津山市DV対策会議の開催	津山市DV対策会議において、市関係課の職員に対してDVに関する研修を行い、日頃から関係者が被害者支援対策を行い、DVの状況に応じて対応できるような情報交換、協力体制を整えます。	人権啓発課

主要施策(18) 職務関係者の資質向上への取組強化

No.	施策	概要	担当課
1	相談窓口担当者の研修への参加	相談員を専門的な研修会等に参加させ、DVに関する知識習得や情報収集等を行い、資質の向上を促進します。 関係の相談窓口で被害者に対応する職員に対して、被害者への配慮等の適切な対応ができるようDVに関する基礎知識や対応方法などの研修会等を実施します。	人権啓発課 子育て推進課
2	DV被害者保護支援関係機関等とのネットワークの強化(再掲)	岡山県が行うDV被害者支援のための会議や研修会に積極的に出席し、さまざまな相談事例の解決方法を学習するとともに、関係機関との連携を強化します。 <ul style="list-style-type: none"> ・DV被害者保護支援関係機関連絡会議 ・女性相談員等連絡会議 ・女性の人権相談機関連絡会 	人権啓発課 子育て推進課

主要施策(19) 関係団体との協働

No.	施策	概要	担当課
1	教育・保育施設、教育機関、医療関係者等の理解の促進(再掲)	DV被害を疑う者を発見した場合には早期に情報提供してもらうよう、連携の強化を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ・各園(所)・小中学校や各種関係機関との情報共有 ・要保護児童対策地域協議会の構成団体との連携・協力 	こども保育課 学校教育課 健康増進課
2	民生委員・児童委員、愛育委員、人権擁護委員等への働きかけ(再掲)	広く地域の実情に通じている民生委員・児童委員、愛育委員に対して早期発見、通報の協力を働きかけます。 人権相談を受ける人権擁護委員に対して、DVについての理解を深めるため、啓発資料の配付等を行います。	生活福祉課 健康増進課 人権啓発課
3	被害者支援団体との連携の強化	被害者支援をしている団体、NPO活動団体、民間シェルターを運営している団体等、行政と住民団体の連携を図り、被害者を受け入れる窓口を広く選択できるよう、連携を強化します。 <ul style="list-style-type: none"> ・民間シェルターとの連携強化 ・民間支援団体の情報提供 	人権啓発課 子育て推進課 環境生活課

基本目標Ⅲ 人権の尊重と安全・安心な暮らしの実現

重点目標7 生涯を通じた健康支援

女性には、ライフステージごとに月経や妊娠・出産、更年期、婦人科がんなど、女性特有の健康課題があり、家庭生活や働き方に影響を与えていることがわかってきました。女性の思春期、成人期、高齢期などのライフステージに応じた健康支援が必要です。

男性は、性別役割分担意識を持って育てられたり、男性中心型労働という雇用の社会的背景により、精神面で孤立しやすく、ストレスによる心の病や過労死、自殺等の問題があり、メンタルヘルスや自殺予防などの健康保持の重要性が指摘されています。

このように、互いの性差に応じた健康について男女がともに理解を深めるために、正確な知識と情報提供の充実を図り、性や健康に関する教育や自己管理による健康意識の向上、相談・指導・情報提供体制の充実など、生涯にわたる総合的な健康支援の取組を推進します。

主要施策(20) 健康の保持・増進支援

No.	施策	概要	担当課
1	健康づくり住民組織活動への支援	住民組織による健康づくりの普及・啓発を図るための活動を支援します。 ・愛育委員の活動支援 ・栄養委員の活動支援	健康増進課
2	健康相談・指導・情報提供体制の充実	こころとからだの健康管理及び健康についての自覚を促すために、健康相談・指導・情報提供体制の充実を図ります。 ・健康教育、健康相談の実施 ・健康情報コーナーの設置 ・ホームページ等の充実 ・健康管理に関する啓発講座等の実施	健康増進課 生涯学習課 人権啓発課
3	健康診査の充実	住民の健康管理を推進するため、各種健康診査を実施します。 ・特定健診 ・各種がん検診 ・特定保健指導等	医療保険課 健康増進課

主要施策(21) 性と生殖に関する健康の重要性と母子保護に関する正しい知識の普及

No.	施策	概要	担当課
1	性と生殖に関する健康・権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)についての啓発および支援	男女がともに自らの性を大切に、かつ互いの性を尊重し合えるように、妊娠や出産について、女性のライフサイクルの中で自己決定できるように意識の啓発に努めます。また、学校における児童・生徒の発達段階に応じた性に関する指導や健康教育の充実を図ります。 ・概念浸透のための広報活動および学習機会の提供 ・相談体制の充実	人権啓発課 健康増進課 学校教育課
2	母子保健事業の充実	妊婦健康診査や産婦訪問指導により妊産婦の健康の保持・増進を図ります。また、不妊や不育に悩む夫婦に対しては、支援対策の推進を図ります。 ・妊婦健康診査、産婦健康診査 ・産婦・新生児訪問指導 ・こんにちは赤ちゃん事業 ・不妊治療支援事業 ・不育治療支援事業	健康増進課
3	母子保護に関する教育と情報の提供	妊娠・出産・育児に関して正しい知識と技術の普及を図るため、学校教育における性に関する指導の充実と住民等への情報の提供を図ります。母(両)親学級などへの男性の参加も促し、理解を図ります。妊娠から育児まで切れ目のない子育て支援を行います。 ・学校における性に関する指導 ・母(両)親学級 ・健康教室等情報提供 ・子育て世代包括支援センター	人権啓発課 健康増進課 学校教育課

重点目標8 地域社会における男女共同参画の推進と多様性を尊重する安全・安心な環境づくり

近年の大地震や水害の被災経験から、被災時には増大した家庭責任が女性に集中することや、避難所の運営などでは男女のニーズに違いがあることなどが明らかになりました。国の防災基本計画には男女共同参画の視点を取り入れており、本市も地域防災や防犯の分野において男女共同参画の視点をもって取り組みます。

生活困窮者や高齢者や障害のある人が、住み慣れた地域で生きがいを持って安心して暮らすためには、男女の生活実態や意識、身体的機能等の違いに配慮したきめ細やかな自立支援施策が必要です。男女それぞれのニーズを把握しながら、男女共同参画の視点に立った福祉サービスの充実、社会参加の促進を図ります。また、男女ともに地域活動への参画を促し、地域社会の活性化と高齢者等の孤立化を防止します。

すべての人が互いを認め合い、ありのままの自分で安心して暮らしていける社会を実現するために、性の多様性を理解し、性的指向や性同一性障害等により差別をしない、人権尊重の意識づくりを進めます。また、国籍、民族、文化、習慣等の異なる人々が互いを理解しあい、地域でともに暮らす多文化共生を推進します。

主要施策(22) 男女共同参画の視点に立った地域防災・防犯体制の確立

No.	施策	概要	担当課
1	防災の分野における男女共同参画の促進	男女のニーズや性差を施策に反映するため、防災の分野において男女共同参画の視点を取り入れます。 ・防災の組織強化 ・消防団・防災組織への女性の参画促進	危機管理室 人権啓発課
2	防犯の分野における男女共同参画の促進	男女のニーズや性差を施策に反映するため、防犯の分野において男女共同参画の視点を取り入れます。 ・地域防犯の組織強化 ・地域防犯組織への女性の参画促進	環境生活課 人権啓発課

主要施策(23) 生活上の困難を抱えた人が安心して暮らせる環境づくり

No.	施策	概要	担当課
1	介護保険・高齢者福祉サービスの充実	介護する家族の負担軽減や、介護を必要とする住民の自立を支援するため、各種介護保険サービスの充実を図るとともに、高齢者の男女それぞれのニーズに対応した各種福祉サービスの充実を図ります。 ・介護保険事業計画等推進事業 ・介護保険サービスの整備・充実 ・高齢者福祉サービス事業の整備・充実 ・地域包括支援センターの充実 等	高齢介護課
2	障害者福祉サービスの充実	障害のある人が安心して暮らせるよう、男女それぞれへの配慮を重視した障害者福祉サービスの充実を図ります。 ・障害特性や本人ニーズを踏まえたサービス利用計画の作成	障害福祉課
3	高齢者の社会参画の促進と生きがい対策	老人クラブの活性化の促進や高齢者の生きがいを高めるため、高齢者の特性を生かしたボランティアや就業の機会を充実します。 ・シルバー人材センター事業 ・学習・文化活動の機会提供 ・ふれあい交流拠点の整備	高齢介護課 生涯学習課
4	障害者の社会参画の促進	スポーツ・レクリエーション活動や文化芸術活動を通して、障害のある人の社会参加を促し、さらに、点訳・手話・朗読・IT等を活用してコミュニケーション支援体制の整備を進めることで、障害のある人が充実した生活を送るための支援を行います。 ・スポーツ・レクリエーション事業 ・芸術・文化講座開催事業 ・奉仕員養成研修事業(点字・朗読・要約筆記・手話等) ・自動車操作訓練費及び自動車改造助成事業 ・盲導犬飼育助成事業 ・手話通訳者設置事業 ・点字・声の広報等発行事業 ・防災情報メール等の活用 等	障害福祉課

5	生活困窮者の生活安定と自立支援の促進	<p>多様化する生活困窮者の状況に応じ、経済的自立のみならず社会的自立を図るために継続的な支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立相談支援センターによる自立支援 ・関係機関と連携した支援体制の強化 ・子どもの貧困対策の実施 	生活福祉課 子育て推進課
6	市内在住外国人に対する支援の充実	<p>市内に在住する外国人が安心して暮らせるように、外国語による生活関連情報の提供や日本語教室等の学習機会及び相談体制の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活関連情報の提供 ・生活関連情報資料の配付 ・日本語教室の充実 ・生活相談体制の連携の充実 	地域づくり推進室 人権啓発課 市民窓口課
7	性的指向や性同一性障害等に関する理解の促進	<p>性の多様性を理解し、性的指向等により差別されない社会を目指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性的指向や性同一性障害に関する正しい知識と理解の啓発 ・性同一性障害等の児童、生徒等に対する学校における相談体制の充実 ・学級等でいじめや差別を許さない人権教育の推進 	人権啓発課 学校教育課 健康増進課

基本目標Ⅳ あらゆる分野への男女共同参画の推進(女性活躍推進計画)

重点目標9 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

女性の社会進出はさまざまな分野で進んでいます。政治、経済、社会などの分野では、政策・方針決定過程への女性の参画は極めて低調です。

女性の活躍が進むことは、女性だけでなく、誰もが暮らしやすく、持続可能な活力のある社会の実現につながります。

多様な人材の活用、多様な視点の導入、新たな発想の取り入れ等の観点から、多様で柔軟性のある社会(ダイバーシティ社会)に向けた取組、そして女性の参画をあらゆる分野において進めていくことが求められています。

男女がともに対等な社会の構成員となるためには、男女がともにあらゆる分野に参画し、主体的に活動する必要があります。

このため、行政だけでなく、関係機関、関係団体、企業や住民団体、地縁団体等に働きかけ、政策や方針の決定過程への女性の参画拡大に努めます。

主要施策(24) 政策・方針決定過程への女性の参画の推進

No.	施策	概要	担当課
1	審議会等への女性の登用促進	<p>各種審議会等への女性委員の登用を促進し、令和9(2027)年度末までに女性委員の割合を40%を超えるよう努めるとともに、すべての審議会に女性委員の登用を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種審議会等への女性の積極的な登用促進 ・女性委員の登用に関する継続的な調査の実施 	行財政改革推進室 人権啓発課 関係各課
2	市女性職員の能力開発と登用促進	<p>各種研修会等を開催し、女性職員の能力開発と職域拡大を図り、併せて管理職への登用を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性職員等の能力開発、自己啓発のための研修会機会の充実 ・女性職員の登用状況の定期的把握 	人事課 人権啓発課

主要施策(25) 事業者・住民団体等への女性の参画の促進

No.	施策	概要	担当課
1	事業所等への啓発活動の充実	<p>事業所等の経営者・管理者に対し、女性の登用促進についての啓発活動を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労務管理講習会における啓発 ・企業等に対する積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の取り組みや導入方法などの情報提供 ・一般事業主行動計画策定に向けた啓発活動および情報提供 	<p>人権啓発課 仕事・移住支援室 みらい産業課</p>
2	地域活動における男女共同参画の推進	<p>自治会やPTA等、地域活動に男女がともに地域の一員として参画できるように促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会役員への女性の登用促進 ・PTA活動における男女共同参画の促進 ・各公民館への男女共同参画推進委員の配置、地域における男女共同参画の促進 	<p>人権啓発課 生涯学習課 学校教育課</p>
3	女性の参画意識の促進と人材育成のための研修・学習機会の充実	<p>女性のあらゆる分野での方針決定への関心と参画を促すため、情報を提供し、意識の高揚に努めます。</p> <p>各分野への登用を促進するため、研修や学習の機会を提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画講座の開催 ・女性リーダーの人材育成と活用 ・企業等における女性経営者、管理職への研修・啓発活動 	<p>人権啓発課 生涯学習課 仕事・移住支援室 みらい産業課</p>

重点目標10 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)が実現した社会とは、「性別にかかわらず誰もが、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たしながらも、家庭や地域などあらゆる場において、また、子育て期や中高年期といったライフ・ステージ(人生のさまざまな段階)に応じて、多様で柔軟性のある生き方・働き方が選択できる社会」です。

誰もが安心して働きやすく、暮らしやすい環境づくりのために、家庭や地域活動への男女共同参画の促進、子育て支援、介護支援の充実を図り、様々な支援策の周知や活用促進の啓発を進めます。

また、事業所に対しては、人材の確保と能力発揮、生産性の向上、持続的発展など経営戦略の観点からも、仕事と生活の調和の推進が有効であるとの啓発をすすめる、さらに多様な働き方や女性活躍推進などに関する取組を推進する事業所の支援を行います。

主要施策(26) 家庭や地域における男女共同参画の促進

No.	施策	概要	担当課
1	仕事と生活の調和の意識啓発	<p>仕事中心の働き方を見直し、家庭生活や地域活動において男女が互いに協力し、家族や地域の一員として責任を果たしていける環境づくりを推進します。</p> <p>次世代を担う子どもたちに対して、男女が相互に尊重し、理解し合い、助け合うような人間形成を図るための家庭教育の推進、学習機会の提供に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕事と生活の調和に関する広報活動および学習機会の提供 ・仕事と生活の調和に関する情報収集および情報提供の実施 ・市職員への啓発 	<p>人権啓発課 学校教育課 人事課</p>
2	男性の家事・育児・介護への参画および生活能力向上の促進	<p>家庭において男性が家事・育児・介護に参画することの意味、意義、価値観を啓発し、生活能力の向上を目的とした各種講座・教室等を開催します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男性の家事・育児・介護参加への啓発 ・各種講座・教室の開催 	<p>人権啓発課 健康増進課 生涯学習課 学校教育課</p>

主要施策(27) 多様なライフスタイルに対応した子育て・介護支援の充実

No.	施策	概要	担当課
1	子育て支援体制の充実	子育て中の男女が、安心して仕事、家庭生活、地域活動等に参加できるよう、多様なライフスタイルに対応した保育サービスや、子育て支援体制の充実に努めます。 <ul style="list-style-type: none"> ・保育園(所)・幼稚園・認定こども園における保育サービスの充実 ・病児保育の充実 ・子育て講座・教室の充実 ・放課後児童クラブの整備と充実 ・放課後こども教室の整備と充実 ・地域子育て支援拠点の充実 ・ファミリー・サポート・センターの充実 	子育て推進課 こども保育課 健康増進課 生涯学習課 人権啓発課 学校教育課
2	介護保険・高齢者福祉・障害者福祉サービスの整備・充実	働く人のみならず、全ての人が安心して介護を行うことができる環境の整備や支援体制の充実に努めます。 <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険サービス・高齢者福祉サービス・障害者福祉サービスの情報提供、セミナー等の開催 ・介護保険サービスの整備・充実 ・高齢者福祉サービスの整備・充実 ・障害者福祉サービスの整備・充実 	高齢介護課 障害福祉課 人権啓発課
3	ひとり親家庭への自立支援	相談体制の充実、就労支援や母子・父子・寡婦福祉資金の貸付等により、精神的・経済的な自立が図られるよう支援します。 <ul style="list-style-type: none"> ・母子・父子・寡婦福祉資金貸付 ・ひとり親家庭等医療費支給事業 ・高等職業訓練促進給付金等事業 ・自立支援教育訓練給付金事業 ・自立支援プログラム策定事業 等 	子育て推進課

主要施策(28) 仕事と生活の調和の実現に向けた環境づくり

No.	施策	概要	担当課
1	事業所等における仕事と生活の調和の促進	事業所等における仕事と生活の両立支援を支援します。 <ul style="list-style-type: none"> ・ワーク・ライフ・バランスに関する啓発・情報提供 ・ワーク・ライフ・バランスの推進支援 ・市職員における仕事と生活の両立支援・働き方の改善 	人事課 人権啓発課 契約監理室 仕事・移住支援室 みらい産業課 行財政改革推進室 子育て推進課 こども保育課
2	育児・介護休業制度の周知、啓発と活用促進	事業所や住民に対して、育児・介護休業制度の周知を行い、活用の促進を図ります。また市職員に対しての活用を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ・事業所へ向けた制度の普及・啓発 ・市職員へ向けた制度の普及・啓発 	人事課 人権啓発課 契約監理室 仕事・移住支援室

重点目標11 働く場における男女共同参画の推進

女性の就業率が年々高くなり、経済分野における女性の活躍は以前よりは進んでいるものの、まだ十分とは言えないことから、国は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、職業生活における女性の活躍推進に向けた取組を進めています。

男女がともに幅広い職種や業務で能力を発揮できるよう、事業所に対して、平等な雇用機会と待遇確保の啓発に努めるとともに、いわゆるM字カーブ問題解消に向けた女性の就業率のさらなる向上を目指します。

そのために、男女が対等なパートナーとして働くことができる職場環境づくりを推進するとともに、育児・介護などのために一度離職した女性の再就職支援や職業能力を高めるための知識・技術の習得のための支援、起業支援などを積極的に行います。

主要施策(29) 男女が対等なパートナーとして働く職場環境づくり

No.	施策	概要	担当課
1	事業所に対する啓発および学習機会の提供	男女雇用機会均等法などの法令の周知を図るとともに、職種・職域の拡大など女性活躍の場の拡大、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントなど各種ハラスメントの防止など、性別に関わりなく能力が発揮できる職場環境づくりを労使双方に対して働きかけます。 <ul style="list-style-type: none"> ・啓発パンフレット等の配布 ・積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の促進 ・セミナー等の開催、出前講座等の実施 ・ワーク・ライフ・バランス及び女性活躍推進アドバイザーの派遣 	人権啓発課 契約監理室 みらい産業課 仕事・移住支援室
2	女性農業者への支援	女性農業者がいきいきと働き、能力が発揮できるよう研修機会を充実するとともに、自主的活動を支援します。 <ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の普及・啓発 ・女性農業者組織活動支援 	農業振興課
3	労働情報の提供	女性の就労を支援するため、関係機関と連携して各種就労情報を収集・提供します。 <ul style="list-style-type: none"> ・ハローワーク求人情報の提供 	人権啓発課 仕事・移住支援室 生涯学習課
4	女性の働きやすい職場環境の整備	女性の就労を支援するため、女性が働きやすい職場環境の整備を促進します。 <ul style="list-style-type: none"> ・研修会・セミナーの開催 	仕事・移住支援室

主要施策(30) 女性のチャレンジ支援

No.	施策	概要	担当課
1	女性のキャリアアップの支援	各種研修会や学習機会の充実及び情報提供等により、女性の起業やキャリアアップを支援します。 <ul style="list-style-type: none"> ・人材育成事業「つやま産業塾(経営能力開発講座)」の開催 ・女性の起業支援 ・産業人材育成「津山まちなかカレッジ」の実施 ・各種資格取得講座の開催 ・キャリアアップに関する情報の提供 	人権啓発課 みらい産業課 仕事・移住支援室 生涯学習課
2	多様な働き方に対する支援(再チャレンジ)	再就職や再チャレンジのための支援及び労働条件の改善に向けた啓発等を実施し、多様な働き方を支援します。 <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連携による起業支援及び情報提供 ・家族経営協定の普及・啓発 ・就労支援セミナーの開催 ・産業人材育成「津山まちなかカレッジ」の実施 ・ビジネス支援コーナーの設置、関係資料を提供 	人権啓発課 みらい産業課 仕事・移住支援室 農業振興課 生涯学習課
3	就業に関する相談体制の整備・充実	関係機関と協力して、就業条件等の疑問や悩みを解消するための相談事業を実施するとともに、一人親家庭等の職業能力の向上及び求職活動を支援します。 <ul style="list-style-type: none"> ・労働等に関する相談の実施 ・ひとり親家庭相談 	人権啓発課 子育て推進課 仕事・移住支援室

【評価指標一覧】

第5次津山男女共同参画さんさんプランでは、施策の実施状況と施策の効果を検証できるように数値目標を設定します。

基本目標	重点目標	評価指標	現状値 (R4.3.31現在)	目標値 (R10.3.31)
I 男女共同参画実現への基盤づくり	1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと意識づくり	「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきだ」という考えに「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」人の割合 (市民アンケート調査結果)	女性：89.3% 男性：89.5% (R3年度実施)	男女とも 92.0% (R8年度実施予定)
		市民団体等と協働する男女共同参画市民企画講座の実施回数 (令和5～9年度の累計)	6回 (H30～R3年度累計)	10回
	2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実	公民館等への男女共同参画をテーマに盛り込んだ出前講座の実施回数 (令和5～9年度の累計)	5回 (H30～R3年度累計)	10回
		学校の中では「男女平等になっている」と思う人の割合 (市民アンケート調査結果)	40.2% (R3年度実施)	55.0% (R8年度実施予定)
II あらゆる暴力の根絶(DV防止計画)	3 暴力発生の防止及び抑制に向けた取り組み	DV防止セミナーやパネル展の実施回数 (令和5～9年度の累計) 【新規】	10回 (H30～R3年度累計)	12回
		過去5年以内に、自分自身がDVの被害を受けたことがある女性の割合 (市民アンケート調査結果)	6.6% (R3年度実施)	5.0% (R8年度実施予定)
	4 被害者等救済体制の充実	過去5年以内にDVの被害を受けたことがある人のうち、相談しなかったのに、どこ(だれ)にも相談できなかった人の割合 (市民アンケート調査結果)	15.4% (R3年度実施)	13.0% (R8年度実施予定)
	5 被害者の自立を支援する環境整備	津山配偶者暴力相談支援センターへの本人からのDV相談に対して、情報提供や指導・助言した件数(年間のべ件数) 【新規】	128件	140件
III 人権の尊重と安全・安心な暮らしの実現	7 生涯を通じた健康支援	特定健診の受診率	27.8% (暫定値)	60.0%
		乳がん検診の受診率	8.7%	30.0%以上
		子宮がん検診の受診率	8.2%	30.0%以上
8 地域社会における男女共同参画の推進と安全・安心な環境づくり	社会参加に関心のない人の割合 (市民アンケート調査結果)	16.5% (R3年度実施)	15.0% (R8年度実施予定)	
	日本語教室の参加者数(年間のべ人数)	1,011人	1,875人	
IV あらゆる分野への男女共同参画の推進(女性活躍推進計画)	9 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	市の審議会等の女性委員の割合	26.9%	40.0%以上
		女性のいない審議会等の比率	12.3%	0.0%
		市職員課長級以上職の女性職員割合	16.3% (R3.4.1)	30.0%
	10 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現	地域子育て支援拠点利用者数 (年間件数)	37,624人	45,000人
		ファミリー・サポート・センターの会員数	1,061人 (広域実施事業)	1,070人
		ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業者数 (認定年度で平成28～令和9年度の単純累計)	161社 (H28～R4年度累計)	275社
		ワーク・ライフ・バランス及び女性活躍推進アドバイザー派遣回数(令和5～9年度の累計)	75回 (H30～R3年度累計)	90回
		事業所等を対象としたワーク・ライフ・バランスについての啓発講座の実施回数(令和5～9年度の累計)	6回 (H30～R3年度累計)	10回
		現在、仕事と生活の調和がとれた暮らしができていると思っている人の割合(市民アンケート調査結果)	女性：36.8% 男性：40.5% (R3年度実施)	男女とも45.0% (R8年度実施予定)
	11 働く場における男女共同参画の推進	認定農業者の女性比率	6.41%	6.5%
		津山まちなかカレッジへの参加人数 (令和5～9年度の累計)	6,746人 (H30～R3年度累計)	8,500人
25歳から44歳までの女性の労働力率		82.06% (R2年度国勢調査)	84.0% (R7年度国勢調査)	
正規の職員・従業員に占める女性の割合 【新規】		37.7% (R2年度国勢調査)	40.0% (R7年度国勢調査)	

※現状値は、令和3(2021)年度実施の市民アンケートの数値、そのほか特に記載のないものは令和3(2021)年度の数値。
目標値は、令和8(2026)年度実施予定の市民アンケートの数値、そのほか特に記載のないものは令和9(2027)年度の数値。